

子ども・子育て支援新制度に係る各種基準条例（案）制定に対する意見募集

平成24年8月に「子ども・子育て関連3法」が成立し、平成27年4月から「子ども・子育て支援新制度」の実施を予定しております。その中で、施設や事業の設備及び運営に関する基準について、国が定める基準を踏まえ、自治体ごとに条例で基準を定める事となっております。

このたび、市の条例の骨子となる基準（案）を作成しましたので、市民参加条例第15条の規定に基づき、市民の皆さんの意見を募集します。

- 基準名称 ①特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準（案）
②家庭的保育事業者等の設備及び運営に関する基準（案）
③放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（案）

- 対象 市内に在住・在勤・在学する方、市内に事務所や事業所を有する法人またはその他の団体

- 提示期間 平成26年6月26日（木）～7月25日（金）

- 検討結果の公表等

平成26年8月中旬（予定）。寄せられたご意見等は、原則として住所・氏名等を除き公開させていただきます。また、意見等に対する個別的な回答は行いません。検討を終えたときは、意見等の内容及び検討結果とその理由を公表します。

なお、個人情報や第三者を誹謗中傷するもの、基準（案）に直接関係のないものに対しては、公表しない場合があります。

- 配布場所等 保育課（市役所第二庁舎3階）、児童青少年課（市役所第二庁舎4階）、市立保育園各園、市立学童保育所各所、広報秘書課広報係（市役所本庁舎2階）、情報公開コーナー（市役所第二庁舎6階）、公民館各館、福祉会館、婦人会館、総合体育館、図書館（本館）、保健センター、東小金井駅開設記念会館でご覧いただけるほか、市ホームページでも公開しています。

- 提出方法 住所・氏名・基準名称を明記し、直接または郵送、ファクス、または市ホームページ専用フォームで下記へ送付してください。なお、匿名での提出はできません。

- 問合先 ①②小金井市子ども家庭部保育課保育係
〒184-8504 小金井市本町6-6-3
(電話) 042-387-9846
(FAX) 042-386-2609
③ 小金井市子ども家庭部児童青少年課学童保育係
〒184-8504 小金井市本町6-6-3
(電話) 042-387-9847
(FAX) 042-386-2609